

年後見の事務の円滑化を図るために民法及び家事事件手続法の一部を改正する法律（以下、円滑化法）

「滑化法」が成立した。同法は今年10月13日に施行されることとされている。本稿では、後見制度の概要および円滑化法による改正の内容について解説する。

契約による任意後見がある。法定後見には、本人の判断能力の程度に応じて、後見、保佐、補助の3つの類型が設けられている（図表1）。

円滑化法による改正の内容

1) 政工の概要

見人は、その就任後、原則として1ヵ月以内に成年被後見人の財産目録を作成するほか、成年被後見人の財産を管理するものとされている。

後見制度とは、認知症や知的障害などの精神的な障害により事理弁識能力（物事の判断能力）が十分でない者について、家庭裁判所によつて選任された後見人などが本人の財産を管理することなどで、その財産や生活を保護する制度である。

後見制度には、成年者（満20歳以上）を対象とする成年後見と、未成年者を対象とする未成年後見があり、成年後見には、さらに家庭裁判所の審判により開始する法定後見と、任意後見

後見制度の概要

後見とは、物事の判断能力が日常的に欠如していると認められる成年者（成年被後見人）について行われるもので、配偶者などの申立人が家庭裁判所に後見開始の審判を申し立てて開始し、家庭裁判所が選任した者が成年後見人となる。成年後見人には資格制限はないが、実務では司法書士、弁護士などのいわゆる専門職後見人が全体の約7割を占めている。

成年後見人は原則として、契約など財産に関するすべての法律行為について、成年被後見人を代理して行う。また、成年後

状況を正確に把握しておく必要がある。そのためには、成年後見人宛ての郵便物、特に預貯金についての取引銀行からの通知や、クレジットカードの利用明細などの財産の収支に関する郵便物を確認することが重要である。そこで今回、成年後見人の権限に、成年被後見人の郵便物に関するものが追加された。

また、成年被後見人が死亡するなど、成年後見は当然に終了するため、成年後見人は、例えば葬儀業者との間で火葬のための契約をすることはできないはずである。（かく）成年被後見人

シンクタンク研究員による 読み解き！最新制度

成年後見制度の改正、10月13日に施行 —成年被後見人宛ての郵便物の受取り等が可能に

図表1 法定後見（後見・保佐・補助）の比較

	後見	保佐	補助
本人の判断能力	常に欠く	著しく不十分	不十分
審判の申立人	本人、配偶者、4親等内の親族、検察官、市町村長など		
開始の審判についての本人の同意	不要	不要	必要
代理権の範囲	財産に関するすべての法律行為(注1)		特定の法律行為 (代理権付与の審判で定める)
同意が必要な行為	—	借金、保証、不動産の売買、訴訟行為、相続放棄など(注2)	左記の行為の一部 (同意権付与の審判で定める)
取消し可能な本人の行為	日常生活に関する行為以外の行為	同上	同上

(注1)ただし、成年被後見人が住んでいる土地・家屋の売却、賃貸借契約の解約などについては、家庭裁判所の許可がなければできない。

(注2)民法13条各号に規定されている。(出所)法令を基に大和総研作成

見人が、後見開始の審判を行つたのと同じ家庭裁判所に回送嘱託の審判開始の申立てを行う。嘱託の審判が確定すれば、家庭裁判所から配達業者にその旨の通知がされ、郵便物が成年後見人に回送される。この回送期間は審判で定められる（最大6ヶ月間）。

なお、逐条解説（※1）によれば、回送嘱託の対象となる「郵便物」には、日本郵便株式会社

付しないわけはないと思うが、
②郵便物を開披（開封）すること
と
従来、成年後見人は、成年被
後見人の財産管理のために必要
であれば、成年被後見人宛ての
郵便物を開封して見ることがで
きると解されており、今回の改
正是それを明確にしたものであ
る。したがって、成年後見人はは
る。①によつて回送を受けた郵便物
に限らず、すべての郵便物を開

までの間、(ア) 相続財産の管理および(イ) 火葬・埋葬に
関する契約の締結ができることとされた。これは相続人が明確
に反対しているときは行うこととされないため、相続人が複数
いる場合、成年後見人は全員から了解を得ておく必要がある。

(ア) 相続財産の管理

相続財産の管理に関する権限は、家庭裁判所の許可が不要な
ものと必要なものとがある。

(2) 各権限の具体的な内容(図表2)

に身寄りがない場合などには、
実務上、成年後見人が一定の事
務（いわゆる死後事務）として
火葬その他の手配を行つてある
現状があった。そのため、今回
成年後見人が一定の死後事務を
行う権限も定められた。

(2) 各権限の具体的な内容(図表2)
成年後見人は、成年被後見人宛ての郵便物について、①回送嘱託により郵便物を受け取ることとおび(2)郵便物を開封(開封すること)ができるとされた。

が送達するものだけでなく、民間事業者が送達する「信書便物」も含まれるが、内容物が信書でない「ゆうパック」等は含まれないと解されている。また特定の差出人からの郵便物について回送の対象から外すことは原則

おらず、期間制限もない。

もつとも、その郵便物が「成年後見人の事務のために必要なもの」でなければ、速やかに成年被後見人に交付しなければな

が送達するものだけでなく、民間事業者が送達する「信書便物

が送達するものだけでなく、民間事業者が送達する「信書便物」も含まれるが、内容物が信書でない「ゆうパック」等は含まれないと解されている。また特定回送の対象から外すことは原則としてできないと解されており、ダイレクトメールなど、明らかに後見事務に関係ないとと思われる郵便物も、いつたん成年後見人が受け取ることになる（ただしそれで速やかに成年被後見人に交付しなければならないと考えられる。⁽²⁾を参照）。

おらず、期間制限もない。もつとも、その郵便物が「成年後見人の事務のために必要なもの」でなければ、速やかに成年被後見人に交付しなければならない。また、すべての郵便物について、成年被後見人から求められた場合には、見せなければならないとされている。

③死後事務を行うこと

成年後見人は、成年被後見人の相続人が相続財産を管理できるまでの間、(ア)相続財産の管理および(イ)火葬・埋葬に関する契約の締結ができることとされた。これは相続人が明確に反対しているときは行うことができないため、相続人が複数いる場合、成年後見人は全員から了解を得ておく必要がある。

(ア)相続財産の管理

相続財産の管理に関する権限は、家庭裁判所の許可が不要なものと必要なものとがある。

家庭裁判所の許可が不要なもののとしては、まず特定の相続財産の保存行為がある。

逐条解説（※2）によれば、相続財産に消滅時効にかかる直前の未払いの売買代金債権がある場合、成年後見人が債務者に支払請求を行うことで、時効を中断させることなどが考えられる。

また、支払期限が来ている相続債務の返済についても、家庭裁判所の許可は不要である。逐条解説（※3）によれば、成年被後見人の入院費用、住んでいたマンションの部屋の賃料、電気・ガス・水道等の公共料金の支払いなどが該当する。

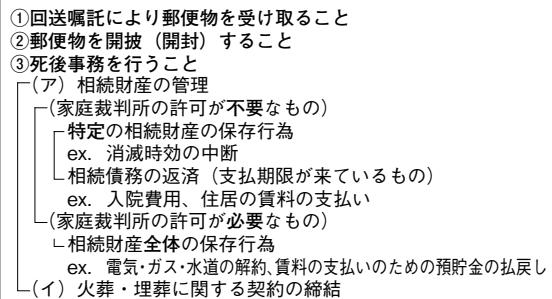
一方、家庭裁判所の許可が必要なものとしては、相続財産全体の保存行為がある。例えば、成年逐条解説（※4）によれば、成年被後見人が住んでいたマンションの部屋の電気・ガス・水道の供給契約や、成年被後見人の債務の返済のために、同

（イ）火葬・埋葬に関する契約の締結



小林章子 ●こばやし・あきこ
大和総研研究員
弁護士
「金融商品取引法・会社法のほか、金融・証券税制についても調査を行う。著書として、「税金読本」「法人投資家のための証券投資の会計・税務」(いずれも共著、大和証券刊)」

図表2 円滑化法で定められた成年後見人の権限



（出所）円滑化法および大塚竜郎「成年後見の事務の円滑化を図るために民法及び家事事件手続法の一部を改正する法律の逐条解説（上・下）」（銀行法務21、2016年8月号・9月号）を基に大和総研作成

成年後見人は、成年被後見人の遺体の引取りや火葬・埋葬のために、業者等との間で契約を締結できる。

逐条解説（※5）によれば、締結できる契約は火葬・埋葬に関するものに限られ、葬儀については、宗派や規模、費用負担等について後日トラブルが起ころるおそれがあるため含まれないこととされた。したがって、葬儀に関する契約は、成年後見人ではなく成年被後見人の相続人が行う必要がある。

※1 大塚竜郎「成年後見の事務の円滑化を図るために民法及び家事事件手続法の一部を改正する法律の逐条解説（上）」（銀行法務21、2016年8月号）
※2～5 同前「同前（下）」（銀行法務21、2016年9月号）

円滑化法のほかにも、「成年後見制度の利用の促進に関する法律」が4月8日に成立し、5月13日に施行されている。これは、成年後見制度（法定後見・任意後見・保佐・補助を含む）の利用促進のため、国が「成年後見制度利用促進基本計画」を定めるなど、国・地方公共団体がすべきことを定めたものである。

基本方針の一つに、成年後見人等の報酬の支払いの助成が挙げられており、従来、報酬が成年被後見人の財産から支払われるために金銭的な問題から制度の利用が困難であったケースについても、制度が利用できるようになることが期待される。

成年後見制度の利用の促進に関する法律